

マイナ保険証の利用が可能な医療機関等では 限度額適用認定証等の提示が不要です！

限度額適用認定証等とは？

窓口でのお支払い（自己負担額）が高額になる場合に、所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関等に提示する認定証のことです。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を指します

マイナ保険証にするとどうなる？

これまでは…

- ・医療機関等のお支払いが高額になる場合、自己負担限度額までのお支払いにとどめるには、市役所で事前に限度額適用認定証等の発行手続きが必要でした。
- ・限度額適用認定証等が年間を通して必要な方は、毎年更新手続きが必要でした。

これからは

- ・マイナ保険証の利用が可能な医療機関等では、本人が同意し、システムで区分の確認ができる場合は、限度額適用認定証等が無くても、自己負担限度額までのお支払いとなります。
- ・マイナ保険証の利用が可能な医療機関等で区分等の確認できる場合、限度額適用認定証等の発行手続きや毎年の更新手続きは不要になります。

ご利用に当たっての注意事項

下記に該当する場合は、限度額適用認定証等の発行手続きが必要です。

- ・マイナ保険証の利用ができない医療機関等で受診される方
- ・国民健康保険税に滞納がある方
- ・直近12カ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方

マイナンバーカードの
利用可能医療機関一覧



限度額適用認定証等についてご不明点がございましたら下記窓口もしくは連絡先まで
お問い合わせ先：たつの市役所国保医療年金課 ☎：0791 - 64 - 3149